

緊急事態再発令に伴う当法人の対応について

令和3年4月26日

当法人では、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い4月23日に政府より東京都に再発令された緊急事態宣言を受け、今後も引き続き、感染拡大防止の取り組みとして、以下の通り対応いたします。

クライアント様及び関係者の皆様にはご不便をお掛け致しますが、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。クライアント及び関係者の皆様におかれましては、引き続きお身体をご自愛いただきますようお願いいたします。

記

基本方針

- (1) 社員・職員へは引き続き可能な限り時差勤務・在宅勤務を併用し、クライアント先への往査については極力抑制し、期末監査等についてやむを得ず実施する場合には、クライアントの方針を確認し、感染防止に充分配慮した上で実施いたします。
- (2) 海外出張は引き続き当面中止し、首都圏外への国内出張は極力見合わせ・延期とします。
- (3) 会議等については、利用人数に対して十分な余裕を持った会場を設定し、窓やドアを開放し室内を密にしない、または定期的な換気をするような形で利用し、並行してインターネット・電話会議等の活用を推進します。
- (4) 社員・職員は引き続き、健康管理に留意します。手洗い・うがいや消毒液の使用等を徹底し、クライアント先に往査を行う場合にはマスクの着用を義務付けております。また、不要不急の外出やランチを含む会食等は極力行わないよう徹底しております。
- (5) 自身もしくは同居家族に感染が疑われる症状がある場合や、感染者の濃厚接触者に当たる場合には、法人へ報告の上、在宅勤務もしくは自宅待機とします。

以上